

こんな誤解、
してませんか

DVでよくある間違った認識とは？

DVが行われるきっかけは千差万別です。自分には関係ないと思っていても、いつ自分が被害者になるかわかりません。「もし」「まさか」の誤解をなくし、DVからあなたの身を守りましょう。

● ストレスや飲酒とか、 失業がきっかけなんですよ？

法務省の発表によると、DVの加害者に一定のタイプはなく、年齢・学歴・職種・収入にも関係がないといわれています。もちろん、ストレスの有無や、飲酒などに関係なく起こります。



● やさしいときもあるし、毎日暴力を振るうわけじゃない

一般にDVは、暴力を振るったあと、別人のように謝罪して、やさしく接するようになったかと思えば、また暴力を…と、一定の周期を繰り返し、徐々にエスカレートしていく傾向があります。すべての加害者に該当するわけではないですが、こうしたことから『今度こそDVがなおった？』『やさしいときが本当の姿』『私にも悪いところがあるかもしれない』など、被害者が期待を抱くこともDVが継続する一因となっています。



もし、DVの相談を受けたり、DVに気づいたら…

相手の話をじっくり聞き、まずは「あなたは悪くない」ということを伝えましょう。決して被害者を批判したり、あなたの意見を押し付けないようにします。そして相談機関(裏表紙参照)へ相談することをすすめましょう。相談された内容を他の人に話すことは厳禁です。

👉check 「逆DV」も存在します

これまで、DVは「男性から女性に向けての暴力」という意味で使われることがほとんどでしたが、昨今、その反対の、女性から男性に向けた暴力、いわゆる「逆DV」と呼ばれるケースもあります。令和2年度に内閣府が行った「男女間における暴力に関

する調査」では、18%以上の男性が、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む)からの暴力があったと回答しています。

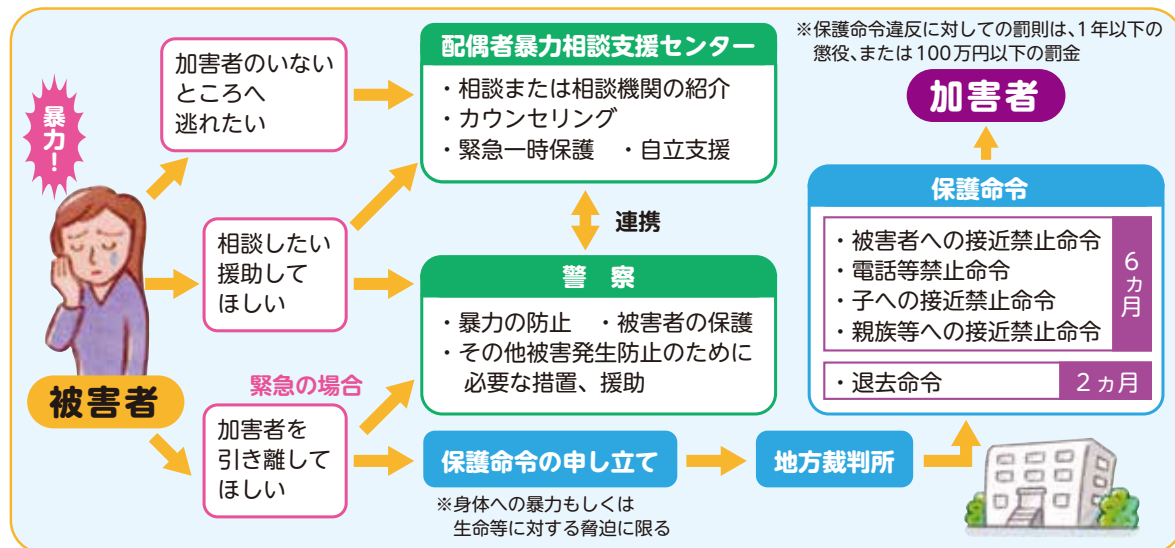
今後は逆DVについても、認識を強める必要性が高まっていくと思われます。



DVからあなたを守る「法律」があります

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」により、DVに関する相談や保護など被害者への支援体制が図られています。具体的な流れは以下のようになります。

※配偶者のみでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も対象となります。



👉check デートDVにご注意!

DVは配偶者だけではありません!

「デートDV」とは、恋人などの親密な関係、あるいはそうした関係であった者からのさまざまな暴力のことです。相手が、配偶者ではなく、また同棲もしていない状態であるというだけで、暴力の形態など、基本的にはDVと何ら変わりません。

デートDVには、DV防止法の適用はされませんが、刑法やストーカー規制法などが適用されるケースもあり、相談できる機関も多数存在します。

※生活の本拠を共にする交際相手からの暴力にはDV防止法が適用されます。

- 例) 無視する、どなる、傷つける言動、お金を借りて返さない、携帯の履歴やメールから行動を詮索・束縛する、性行為の強要、殴る、蹴る、など

